

国立大学法人京都大学総長学内意向投票実施細則

(平成十六年五月十九日総長選考会議決定)

- 第一条 この細則は、国立大学法人京都大学総長選考規程(平成十六年五月十九日総長選考会議決定)(以下「規程」という。)第十四条の規定に基づき、学内意向投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
 - 第二条 この細則において「部局」とは、別表第一に掲げるものをいう。
 - 第三条 規程第六条第一項第二号に定める「課長補佐相当職以上の者」とは、別表第二に掲げる職にある者とする。
 - 第四条 規程第七条第一項の通告(以下「投票通告」という。)は、第一次総長候補者の名簿その他選挙に関し必要な事項を記載した文書を添えて行う。
 - 第五条 総長選考会議は、投票通告の後、投票通告又は前条の規定により添付された名簿若しくは文書の内容に変更があったときは、速やかに、その旨を投票資格を有する者に通知するものとする。
 - 第六条 投票は、部局ごとに、当該部局の長が定める投票所において行う。ただし、必要があるときは、二以上の部局が合同して、当該関係部局の長が協議して定める共同の投票所で行うことができる。
 - 第七条 規程第八条第三項に定める投票管理者は、当該投票所を置く部局の長(部局の長が、第一次総長候補者である場合は、当該部局の長が指名する者)をもつて充てる。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該関係部局の長又はその指名する者のうちからその協議により定める者をもつて充てる。
 - 第八条 各投票所における投票に関する事務は、投票管理者が処理する。
 - 第九条 前条第二項ただし書の規定により、投票管理者を定めたときは、関係部局の長は、連名で、その旨を教育研究評議会に報告しなければならない。
 - 第十条 投票管理者がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者が指名する者がその職務を代行する。
 - 第十一条 各投票所には、投票立会人二名以上を置かなければならない。
 - 第十二条 投票立会人は、当該投票所において投票すべき投票資格を有する者のうちから投票管理者が選任する。
 - 第十三条 投票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者が指名する者がその職務を代行する。
 - 第十四条 投票は、指定された時間内に行うものとする。
 - 第十五条 投票用紙は、投票管理者を経て、投票所において交付する。
 - 第十六条 投票用紙の交付を受けようとする者は、投票用紙交付簿に署名又は捺印しなければならぬ。
 - 第十七条 投票所における投票が終了したときは、投票管理者は、投票送達書を添えて、速やかに、当該投票を規程第九条第二項に定める開票管理者に送達しなければならない。
 - 第十八条 開票管理者は、総長(総長が、第一次総長候補者である場合は、総長が指名する者)をもつて充てる。
 - 第十九条 開票管理者は、前項による投票の送達を受けたときは、投票の数を確認のうえ、投票受領書を交付するものとする。
 - 第二十条 開票は、遅滞なく、本学所在地に設ける開票所において開票立会人の立会いのもとに行う。
 - 第二十一条 開票は、全投票を混同して行うものとする。
 - 第二十二条 開票立会人は、教育研究評議会における二名連記の投票により選出する。
- その他その職務を行い得ない事情があるときは、その得票順位に従い開票立会人となる。

3 前二項の場合において、得票同数のときは、年長者を先順位とする。

第十二条 開票が終わったときは、開票立会人は、開票の結果を記入した開票記録書を検認し、その記載が正当であると認めるときは、毎葉の綴目に契印し、かつ、末尾に署名捺印するものとする。

第十三条 次の投票は、無効とする。

一 第一次総長候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

二 第一次総長候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

三 その他成規の方式に反してなされたもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力につき疑義があるときは、開票立会人が合議によりこれを決定する。

第十四条 投票管理者は、第五条の規定により定められた投票所の場所及び連絡方法並びに第六条第三項の規定により定められたその職務を代行する者の氏名を教育研究評議会に報告しなければならない。

第十五条 投票用紙、投票用紙交付簿、投票送達書、投票受領書及び開票記録書の様式は、教育研究評議会の定めるところによる。

第十六条 学内意向投票の実施に関する事務は、別段の定めのある場合を除くほか、教育研究評議会の管理のもとに、総務部総務課が行う。

附則

この細則は、平成十六年五月十九日から実施する。

別表第一

文学研究科

教育学研究科

法学研究科

経済学研究科

理学研究科

医学研究科（医学部保健学科を含む。）

薬学研究科

工学研究科

農学研究科

人間・環境学研究科

エネルギー科学研究科

アジア・アフリカ地域研究研究科

情報科学研究科

生命科学研究科

地球環境学堂

化学研究所

人文科学研究科

再生医科学研究所

エネルギー理工学研究所

生存圏研究所
 防災研究所
 基礎物理学研究所
 ウイルス研究所
 経済研究所
 数理解析研究所
 原子炉実験所
 霊長類研究所
 東南アジア研究所
 附属図書館
 医学部附属病院
 学術情報メディアセンター
 放射線生物研究センター
 生態学研究センター
 放射性同位元素総合センター
 環境保全センター
 留学生センター
 高等教育研究開発推進センター
 総合博物館
 国際融合創造センター
 低温物質科学研究センター
 フォールド科学研究センター
 福井謙一記念研究センター
 保健管理センター
 カウンセリングセンター
 大学図書館
 事務本部
 宇治地区事務部
 医療技術短期大学部事務部

別表第二

一般職俸給表(一)適用者のうち、部長、事務部長、課長、室長(医学部附属病院企画室長に限る。)、事務長補佐、専門員、図書館専門員及び主任専門職員、技術室長、事務長、課長補佐、室長補佐(医学部附属病院企画室長補佐に限る。)、事務長補佐、専門員、図書館専門員及び主任専門職員、医療職俸給表(一)適用者のうち、技師長及び副薬剤部長、医療職俸給表(二)適用者のうち、看護部長及び副看護部長